

新潟市緑化審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市における樹木の保存および緑化の推進に関して必要な事項を調査審議するにあたり、広く市民の意見を反映させるため、新潟市緑化審議会の委員の公募について必要な事項を定める。

(公募委員の人数及び任期)

第2条 公募委員の人数は2人とし、委員の任期は任命日から2年とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員を欠員とすることができる。

3 前項2により公募委員の欠員が生じた場合、又は任期の途中で欠員が生じた場合は、指名等により市長が選任できるものとする。

(公募による応募の資格)

第3条 公募により応募できるものは、次の各号の全て該当する者とする。

- (1) 市内に在住する18歳以上の者。
- (2) 本市が設置するほかの附属機関などの委員、市議会議員、市の職員でない者。
- (3) 年数回開催する審議会に出席可能な者であること。

(公募による応募の方法)

第4条 応募者は、住所・氏名・生年月日を記載したものに作文(800字以上、1200字以内)を添えて、郵送、ファックス、E-mail、等により応募するものとする。

(公募の期間)

第5条 公募による募集の期間は、市報掲載の翌日より30日間とする。但し、持参の場合は締切日の午後5時30分、FAX又は電子メールの場合は締切日の午後5時30分送信分、郵送の場合は締切日当日必着まで有効とする。

(提出場所)

第6条 新潟市役所土木部みどりの政策課

(新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所本館2階)

(公募委員選考委員会)

第7条 公募委員を選考するため、「新潟市緑化審議会公募委員選考委員会」(以下「選考委員会」という)を、公募を行う都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、土木部長、みどりの政策課長及び新潟市緑化審議会の会長の推薦によって選ばれた委員1名をもってあてることとし、土木部長を選考委員長とする。

(選考方法)

第8条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の協議により行う。

(結果の発表)

第9条 選考の結果は、応募者本人に通知する。また、当選者の氏名については、新潟市緑化審議会委員名簿などにおいて「附属機関の会議の公開に関する指針」に基づき公開する。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

平成17年10月1日施行の新潟市緑化審議会の委員公募に関する要領は廃止する。

附 則

この要領は平成19年8月10日より施行する。

附 則

この要領は平成21年8月1日より施行する。

附 則

この要領は平成25年8月1日より施行する。

附 則

この要領は令和3年7月1日より施行する。

附 則

この要領は令和3年8月15日より施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は令和7年8月1日より施行する。